



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和7年6月内容)

<求人はハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は116人で、前月と比べて20.5%減少した。
- 月間有効求職者数は607人で、前月と比べて4.0%減少した。

【求人の状況】

- 新規求人数は232人で、前月と比べて19.0%増加した。雇用形態別でみると一般は前月と比べて12.4%減少し、パートは前月と比べて110%増加した。
- 月間有効求人数は703人で、前月と比べて4.3%増加した。

【求人倍率の状況】

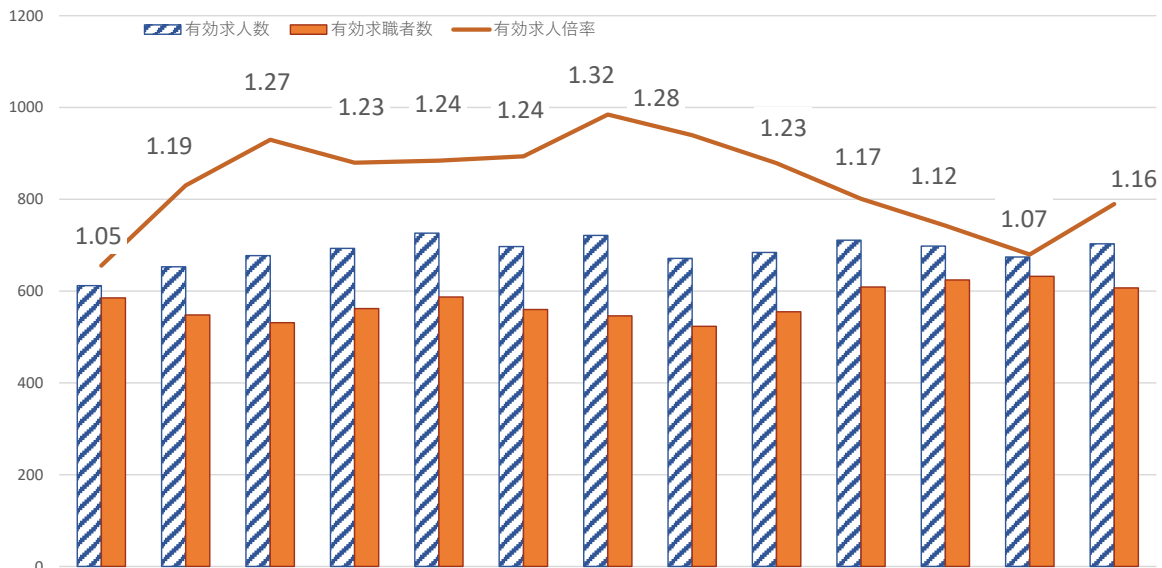
- 有効求人倍率は1.16倍で、前月を0.09ポイント上回った。雇用形態別でみると一般は1.22倍で前月と比べて0.04ポイント上回った。パートは1.07倍で、前月と比べて0.16ポイント増加した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	令和7年 4月	令和7年 5月	令和7年 6月
有効求人数	612	653	677	693	726	697	721	671	684	711	698	674	703
有効求職者数	585	548	531	562	587	560	546	523	555	609	624	632	607
有効求人倍率	1.05	1.19	1.27	1.23	1.24	1.24	1.32	1.28	1.23	1.17	1.12	1.07	1.16

一般職業紹介状況（令和7年6月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	116	▲ 20.5	0.0
	うち男	50	▲ 25.4	▲ 7.4
	うち女	66	▲ 16.5	8.2
	年 齢			
	別			
	～44歳	36	▲ 28.0	▲ 30.8
	45～54歳	24	▲ 7.7	▲ 20.0
	55歳～	56	▲ 20.0	64.7
	月間有効求職者数	607	▲ 4.0	3.8
	うち男	295	▲ 4.8	▲ 2.6
	うち女	312	▲ 3.1	11.4
	年 齢			
	別			
	～44歳	205	▲ 8.9	▲ 2.4
	45～54歳	114	▲ 2.6	▲ 7.3
	55歳～	288	▲ 0.7	14.3
求 人 関 係	新規求人数	232	19.0	4.0
	主 要 産 業 別			
	建設業	44	2.3	4.8
	製造業	31	210.0	6.9
	卸売・小売業	76	533.3	81.0
	飲食店・宿泊業	18	5.9	▲ 28.0
	医療・福祉	21	▲ 71.6	▲ 47.5
就 職 関 係	月間有効求人数	703	4.3	14.9
	紹介件数	132	▲ 7.7	7.3
	うち男	80	▲ 13.0	19.4
	うち女	52	2.0	▲ 7.1
	就職件数	36	▲ 12.2	▲ 18.2
	うち男	18	▲ 5.3	▲ 21.7
	うち女	18	▲ 18.2	▲ 14.3

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和7年6月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適用関係	月 末 現 在 事 業 所 数	788	788	810	
	資 格 取 得 者 数	113	183	146	
	資 格 喪 失 者 数	110	106	81	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,139	11,135	11,309	
給付関係	一般	受 給 資 格 決 定 件 数	37	49	39
		受 給 者 実 人 員	126	115	162
		支 給 金 額 (千 円)	15,865	13,462	17,960
	高齢	受 給 者 数	18	29	12
		支 給 金 額 (千 円)	4,859	7,368	2,933
	特例	受 給 者 数	1	0	0
		支 給 金 額 (千 円)	200	0	0
	再就職	支 給 人 員	13	12	13
	手 当	支 給 金 額 (千 円)	6,764	4,164	6,395

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。 詳細は以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における 優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001306877.pdf



【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※³ 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※⁴ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※⁵ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁶ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁷ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）